

下水道法第10条ただし書に係る審査基準の策定並びに茅ヶ崎市下水道条例及び同規則の改正の考え方について（素案）

1. 下水道法第10条の概要について

下水道法（以下「法」という。）第10条では、公共下水道※₁の供用が開始された場合において排水区域内の土地の所有者等は排水設備の設置義務を有し、これにより公共下水道へ下水※₂を排除すべきこととされています。

当該条文のただし書では、市（公共下水道管理者）の許可を受けた場合は、この限りではなく、例外的に下水を河川等へ直接排除することができることとされています。

法の解釈では、公共用水域※₃の水質汚濁につながらないという観点から一定の要件を満たす間接冷却水※₄等が、許可する際の具体的な要件として示されています。また、公共用水域に直接排水する以外にも、その機能を妨げなければ公共下水道の雨水管へ流入させて差し支えないとも示されています。

2. 茅ヶ崎市下水道条例第3条第2号の概要について

茅ヶ崎市下水道条例（以下「条例」という。）第3条第2号では、分流式※₅公共下水道において、下水を汚水※₆（人の生活や事業等で生じる全ての水）と雨水※₇（単純な雨水だけでなく湧き水等の自然水を含む）を分離し、汚水の排水設備は汚水を排除すべき公共ます等（以下「汚水管」という。）、雨水の排水設備は雨水を排除すべき公共ます等（以下「雨水管」という。）に固着させることとしています。

なお、現行条例では法第10条ただし書に則した部分は特に定めておらず、法に基づき対応しています。

3. 法第10条ただし書に係る本市の現状の取り扱いと課題について

【現状整理】

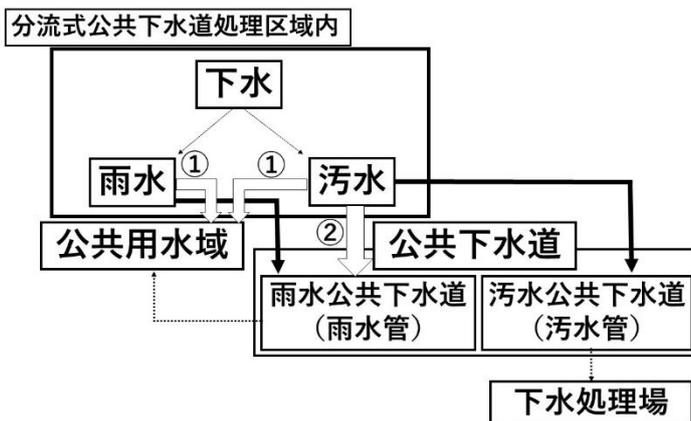
現在までの本市の法第10条ただし書の取扱いは、常時排水できる汚水として、法の解釈で明確に示されている「間接冷却水」について許可してきました。

【課題】

昨今、市がこれまで許可をした間接冷却水以外の汚水を公共用水域（雨水管を含む）へ排水したいといった相談も寄せられていることから、行政手続法の観点からも早期に本市としての基準を設ける必要があります。

4. 法第10条ただし書の取扱い方針について

3に記した課題を踏まえて、許可に当たっての明確な審査基準（具体的な維持管理の内容を含む）を策定し、併せて条例の規定について法との整合が図られるように見直すなどすることで、法第10条ただし書の運用をしていきたいと考えています。（次頁図参照）



- ① 法第10条ただし書に基づき下水を公共用水域に直接排水するための基準
(排水設備設置義務の免除に関する基準)
- ② 法第10条ただし書に対応する条例改正等を行い、汚水を雨水管に排水するための基準
(排水設備接続特例の許可に関する基準)

図 策定する審査基準のイメージ

- ・ ①②に係る明確な基準を策定すること
- ・ 上の基準を策定するために条例及びその関連規則の改正を行うこと

5. 新規審査基準の内容等について

審査基準は、前項図の①に当たる排水設備設置義務の免除に関する基準（以下「免除基準」という。）と前項図の②に当たる排水設備接続特例の許可に関する基準（以下「許可基準」という。）の2つに分けて策定することを予定しています。

市民の安全・安心と河川や海域等の公共用水域の水質保全を第一に考え、かつ法の趣旨に沿った内容が求められる中で、どちらの基準も県内事例を参考に検討、関連機関等との調整を行い、本市では次表のように定めることを考えています。

策定する基準について				
基準	基準の概要	排水先	排水を認める汚水	排水を認める汚水の選定理由
免除基準	一部汚水を直接公共用水域へ排水することを認める上で必要な事項	公共用水域 ※河川等へ直接排水	・ 間接冷却水 ・ プール排水 ・ 特別な処理を要せずきれいな水質を維持し得る汚水 (例：飲料水製造用逆浸透排水※8)	法の解釈では、公共用水域に直接排水できる汚水は間接冷却水やプール排水等と示されているため、間接冷却水やプール排水と同等の水質を有すると思われる汚水（等にあたる内容）とします。
許可基準	一部汚水（間接冷却水のみ）を雨水管へ排水することを認める上で必要な事項	雨水管	間接冷却水	法の解釈では、雨水管に排水できる汚水を間接冷却水等と示されていますが、雨水管の機能を保全し、浸水の防除による被害の最小化や都市機能の確保を図るとともに、公共用水域の水質を保全するため、間接冷却水のみとします。

(主な要件(案)(免除基準、許可基準共通))

- 排水先の公共用水域(雨水管を含む)管理者の利用許可を得ていること
- 基準で設定する水質の基準値に適合すること
- 非常時等の市による排水停止指示に従うこと
- 水質異常時に排水が停止できる構造であること 等

6. 新規審査基準策定にあたっての考え方

浸水には市街地に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」と、河川から溢れて発生する「洪水氾濫」があります。このうち下水道は、市街地に降った「内水」を排除する役割を担っており、公共下水道事業は雨水を市街地から排除・貯留するための管渠やポンプ場等の整備や維持管理を行っています。

近年では気候変動の影響により局地的な大雨が頻発し、全国各地で浸水被害が多発しており、住民生活や社会経済活動に影響を及ぼすなど雨の降り方が局地化、集中化、激甚化する傾向にあります。

法では、雨水管へ排水を認める汚水については「間接冷却水等」と解釈されておりますが、本市では安全で安心な市民生活を守ることを最優先に考え、雨水管への雨水以外の排水は法の解釈で明確に示されている間接冷却水のみとします。

許可にあたっては条件を付し、現状の運用を鑑みつつ、災害が発生する可能性がある場合や災害発生時に市からの排水停止の指示に速やかに従うこと等を設定します。

さらに、公共用水域の水質保全本も下水道の大きな役割であることから、排水の水質基準値は、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例など下水処理場から公共用水域へ放流する際に適用される水質基準値等を基に設定し、併せて下水排除状態を把握し市へ報告することや将来基準に適合しない下水を排除した際は許可を取り消す旨等を明示することとします。

近年は、都市化の進展に伴い、自然的土地利用の割合が減少したことにより、土地そのものの保水力が低下し、降雨と同時に一気に雨水管や河川に流出することで浸水の危険度も高まっています。降雨の際には、小出川や千ノ川沿いの河川水位が地盤高よりも高くなる箇所も確認されています。

さらに、雨水は本市を流れる相模川水系の河川、準用河川に集められ、最終的には相模川へと流れていきますが、最下流に位置する本市では、潮汐や上流部の降雨からも影響を受けることとなります。

こうした本市の地形的・地理的要因を考慮し、今回の「免除基準」と「許可基準」を設定することとしました。

また、条例等については、現行で法第10条ただし書に即した部分は特に定めていないことから、前述の審査基準に基づいて特例許可を得た場合に、間接冷却水の排水設備を雨水管に接続する可能性があることが明確になるように見直します。

7. 今後のスケジュールについて(予定)

令和4年12月	パブリックコメントの意見への回答を公表
令和5年3月	市議会定例会へ改正条例案を上程
令和5年4月1日	改正条例施行

【参考】法令の抜粋等

「法令について」

下水道法

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

以下略

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令(※参考)で定める場合においては、この限りでない。

以下略

※参考

下水道法施行令

(排水設備の設置を要しない場合)

第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

茅ヶ崎市下水道条例

(排水設備の新設等の基準)

第3条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)に固着させること。

(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては汚水を排除すべき公共ます等、雨水の排水設備にあつては雨水を排除すべき公共ます等に固着させること。

以下略

水質汚濁防止法

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

行政手続法

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

「用語の説明について」

※1 公共下水道

主に市街地の下水を排除等するための地方公共団体が管理する下水道のことです。

- ・下水道法第2条第3号より引用

※2 下水

下水道法第2条第1号（参考資料参照）で定められており、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）（※6）又は雨水（※7）をいいます。

※3 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のことをいい、一部公共下水道は除くとされています。

- ・水質汚濁防止法第2条第1項より引用
- ・水質汚濁防止法の逐条解説では、分流式（※5）公共下水道の雨水管は公共用水域と解釈しています。

※4 間接冷却水

事業所内の施設等を直接施設等に接触することなく施設等の温度を下げることを目的とする冷却水のことです。排水は汚水に分類されます。また、当該冷却水には、地下水等の自然水が使用されることが一般的です。

※5 分流式

茅ヶ崎市に敷設されている公共下水道には分流式下水道と合流式下水道があります。分流式は、各家庭等から排水される汚水と雨水とをそれぞれ別々の管で排除する方式です（⇔合流式は、汚水と雨水を同じ管で排除する方式です）。

※6 汚水

人間の消費生活又は生産活動に伴って生じるすべての不要な水をいいます。

※7 雨水

単なる雨水の集まりのみならず、雪どけ水、湧水等いわゆる自然水をいいます。

※8 飲料水製造用逆浸透排水

飲用目的で地下水をくみ上げた時に不純物を取り除くため、浸透膜を通過させます。一定期間経つと浸透膜に付着した不純物を取り除くため、水を吸い上げる方向と逆方向に水を流すことで浸透膜の洗浄を行う必要があります、その時に発生する排水のことです。